

岐阜県公報

号 外 (7) 平 成 二 十 七 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第五十六条の二中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

第八十二条の十四第六項第一号中「附則第十二条の二の四第四項から第六項」を「附則第十二条の二の四第六項から第八項」に改める。

第一百四条の三第二項中「第一百六十条第一項第二号」の下に「又は第四号」を加える。

第四章の章名中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第一百五条中「又は第二項」及び「これらの規定を」を削り、同条第一号中「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第七百四十九条第三項」を「第七百四十九条第二項」に改め、同号を同条第二号とする。

「第百四十五号様 県税関係書類の電磁的記録等に
よる保存の承認申請書 第百五条
様式目次中 式 による保存の承認申請書 第百五条 式」

第百四十五号の 県税関係書類の電磁的記録による
二様式 入キヤナ保存の承認申請書 第百五条
四十五号様 削除
」 「県税関係帳簿書類」を

「県税関係帳簿」に改める。

第百三十六号様式中 「十六銀行本店営業部」や「大垣共立銀行さる県庁支店」に改める。

第百七十七号の二様式中 「第53条第36項」や「第53条第33項」に改める。

第百七十八号様式を削る。

第百四十三号の二様式中 「裏面(6)」を削り、「職業分類番号」や「職業分類の番号」

に 「附則第16条」や「附則第16条の2」 に 「市町村長の証明書等」や「許可証又は従
事者証等の写し及び捕獲等の結果を記載した書類」に改める。

第百四十四号様式中 「第748条第1項」や「第748条」 に 「明りような」や「明瞭な」
に 「日付け」や「日付」に改める。

第百四十五号様式を次のように改める。

第145号様式 削除

第百四十五号の二様式を削る。

第百四十六号様式から第百四十九号様式までを次のように改める。

第146号様式 (用紙日本工業規格A4) (第105条関係)

付

承認済県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機
出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中 途

受 印	住 所 (所 在 地)		処理事項	
	氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕		⑩	
	この申請書について 応 答 する 係 氏 名		電話番号	

地方税法第749条第2項の承認を受けたいので、同法第750条第1項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、保存場所等

帳 簿 の 種 類		電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 場 所	国税関係 申請状況
税 目	名称・作成事務所等			
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所

都道府県名	所 在 地

3 取りやめ届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び承認を受けようとする場合）

区 分	対象となつた帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となつた保存方法
	税 目	名称・作成事務所等			
取りやめの届出 取消しの通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめの届出 取消しの通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめの届出 取消しの通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめの届出 取消しの通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめの届出 取消しの通知			年 月 日		電磁的記録・COM

4 COMによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする期間

保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間
保存期間の全期間

5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要

区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称 及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ・ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ・ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ・ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ・ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ・ ()			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		摘 要
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発 ・市販・ ()					
自己開発・委託開発 ・市販・ ()					
自己開発・委託開発 ・市販・ ()					
自己開発・委託開発 ・市販・ ()					
自己開発・委託開発 ・市販・ ()					

7 地方税法施行規則に定める要件を満たすために取ろうとする措置

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (第25条第1項第1号イ関係)

- ☐ データを直接に訂正し、又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
- ☐ データを直接に訂正し、又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加したもの）を入力することにより行う。
- ☐ 上記以外の方法による。

該当する場合にのみ記載してください。

- ☐ ただし、入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める。）。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (第25条第1項第1号ロ関係)

- ☐ 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加するシステム（付加した情報を訂正し、又は削除することができないもの）を使用する。
- ☐ 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔☐一連番号、☐伝票番号、☐その他（ ）〕を自動的に付加するシステム（付加した情報を訂正し、又は削除することができないもの）を使用する。
- ☐ 上記以外の方法による。

(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第25条第1項第2号関係)

- ☐ 〔☐一連番号、☐伝票番号、☐その他（ ）〕により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
- ☐ 上記以外の方法による。

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (第25条第1項第3号関係)

- ☐ 次の名称の書類を備え付ける。
- システムの概要を記載した書類
- システムの開発に際して作成した書類
- システムの操作説明書
- 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (第25条第1項第4号関係)

- ☐ 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。
- ☐ 上記以外の方法による。

(6) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第1項第5号、同条第2項関係)

- ☐ 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿名
☐ 取引年月日 ☐ 勘定科目 ☐ 取引金額 ☐	
☐ ☐ ☐ ☐	

☐	☐	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	

☐ 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
☐ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第26条第1項第1号関係）

☐ COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として、次の名称の書類を備え付ける。
 []
☐ 保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印並びにCOMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置（第26条第1項第2号、同条第2項関係）

☐ 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。
☐ 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。
☐ 上記以外の方法による。
 []

(9) COMの索引の出力に関する措置（第26条第1項第3号関係）

☐ COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（第26条第1項第4号関係）

☐ COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。
☐ 上記以外の方法による。
 []

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第26条第1項第5号関係）

☐ 上記(5)及び(6)の措置を取って電磁的記録を保存する。
☐ 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。
☐ 上記以外の方法による。
 []

8 その他参考となる事項

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、次に掲げる書類を1部添付すること。
- (1) 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類（申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用する場合を除く。）
 - (2) 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を記載した書類（電子計算機処理を他の者に委託している場合は、委託契約書の写し）
 - (3) この申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類
- 2 この申請書において「COM」とは、電子計算機出力マイクロフィルムをいうものであること。
- 3 必要に応じ、該当する項目を○で囲み、又は該当する項目の□にレを付すこと。
- 4 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、保存場所等」欄については、次のとおり記載すること。
- (1) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする県税関係帳簿の名称を記載すること。なお、事務所又は事業所ごとに県税関係帳簿を作成している場合において、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、その事務所又は事業所についても併せて記載すること。
 - (2) 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする

る県税関係帳簿のCOMによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日を記載すること。また、同欄の()内には、その県税関係帳簿について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があつたとみなされた年月日を記載すること。

5 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が岐阜県外にある場合に、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載すること。

6 「6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の「摘要」欄には、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用する場合に、その使用するプログラムに係るメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載すること。

7 印の欄は、記載しないこと。

8 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができること。

第147号様式 (用紙日本工業規格A4) (第106条関係)

付 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

受 印 年 月 日 県税事務所長 様	住 所 (所 在 地)		
	氏 名 〔 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 〕		
	この届出書について 応 答 する 係 氏 名	電話番号	

次の県税関係帳簿について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、地方税法第751条第1項の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿の種類等

帳 簿 の 種 類		当初の承認を受けた 年 月 日 等	保存方法	保 存 場 所	国税関係 届出状況
税 目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

3 その他参考となる事項

- 備考 1 この届出書において「COM」とは、電子計算機出力マイクロフィルムをいうものであること。
- 2 必要に応じ、該当する項目を○で囲むこと。
- 3 「1 電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿の種類等」の「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があつたものとみなされた年月日を記載すること。
- 4 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が岐阜県外にある場合には、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を「3 その他参考となる事項」欄に記載すること。
- 5 地方税法第749条第2項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている県税関係帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合において、同法第748条の規定により引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を「3 その他参考となる事項」欄に記載すること。
- 6 印の欄は、記載しないこと。

第148号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第106条関係)

付

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

受 印			処理事項	
	住 所 (所 在 地)			
	氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕	㊞		
年 月 日	この届出書について 応 答 する 係 氏 名		電話番号	
県税事務所長 様				

次の事項を変更することとしたので、地方税法第751条第2項の規定により届け出ます。

1 変更しようとする県税関係帳簿の種類等

帳 簿 の 種 類		変更しようとする日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存方法	保 存 場 所	国税関係 届出状況
税 目	名称・作成事務所等				
		年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 C O M		未・済 税務署

2 変更しようとする事項及び変更の内容

変 更 事 項	変 更 の 内 容

3 その他参考となる事項

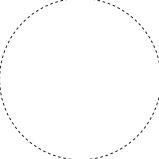
- 備考 1 申請書に添付した書類に記載した事項の変更をしようとする場合は、変更後の書類を添付すること。
- 2 この届出書において「COM」とは、電子計算機出力マイクロフィルムをいうものであること。
- 3 必要に応じ、該当する項目を○で囲むこと。
- 4 「1 変更しようとする県税関係帳簿の種類等」の「変更しようとする日(当初の承認を受けた年月日等)」欄には、帳簿の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載すること。また、同欄の()内には、その県税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があつたものとみなされた年月日を記載すること。
- 5 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が岐阜県外にある場合には、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を「3 その他参考となる事項」欄に記載すること。
- 6 システムの変更に伴い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存することとした場合には、地方税法施行規則第25条及び第26条に定める要件に従つて変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存する県税関係帳簿の種類及び残存する保存期間を「3 その他参考となる事項」欄に記載すること。
- 7 印の欄は、記載しないこと。

第149号様式 (用紙日本工業規格A4) (第107条関係)

付

主たる事務所又は事業所の移転に係る
県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

移 転

受印  年 月 日 県税事務所長 様	住 所 (所在地)		移 転 後 移 転 前	処理事項	
	氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕		印		
	この申請書について 応 答 する 係 氏 名		電話番号		

地方税法第752条第1項 (第754条において準用する場合を含む。)の規定に基づく承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、保存方法、保存場所等

帳 簿 の 種 類		承 認 年 月 日	保存方法	移転後の保存場所	国税関係 承認状況
税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等				
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所

都道府県名	所 在 地

3 事務所等を移転した日

年 月 日

4 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機等の概要
(地方税法第748条、第749条第1項関係)

区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託 先の名称及び所在地)
コンピュータ・ プリンタ・ ()			台	自己・委託	

コンピュータ・プリンタ・ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・ ()			台	自己・委託	

5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要
(地方税法第748条、第749条第1項関係)

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		摘 要
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発 ・市販・()					
自己開発・委託開発 ・市販・()					
自己開発・委託開発 ・市販・()					

6 地方税法施行規則に定める要件を満たすために取ろうとする措置

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (第25条第1項第1号イ関係)

☐ データを直接に訂正し、又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。

☐ データを直接に訂正し、又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳 (当初データの特定に必要な情報を付加したもの) を入力することにより行う。

☐ 上記以外の方法による。

[]

該当する場合にのみ記載してください。

☐ ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない (内部規程でこの旨を定める。)

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (第25条第1項第1号ロ関係)

☐ 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加するシステム (付加した情報を訂正し、又は削除することができないもの) を使用する。

☐ 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [☐ 一連番号、☐ 伝票番号、☐ その他 ()] を自動的に付加するシステム (付加した情報を訂正し、又は削除することができないもの) を使用する。

☐ 上記以外の方法による。

[]

(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第25条第1項第2号関係)

☐ [☐ 一連番号、☐ 伝票番号、☐ その他 ()] により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。

☐ 上記以外の方法による。

[]

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (第25条第1項第3号関係)

☐ 次の名称の書類を備え付ける。

システムの概要を記載した書類

[]

システムの開発に際して作成した書類

[]

システムの操作説明書

[]

電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第25条第1項第4号関係）

- ☐ 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。
- ☐ 上記以外の方法による。

(6) 検索機能の確保に関する措置（第25条第1項第5号関係）

- ☐ 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿名
☐ 取引年月日	☐ 勘定科目	☐ 取引金額	☐	
☐	☐	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	

- ☐ 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
- ☐ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる。

7 その他参考となる事項

備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、次に掲げる書類を1部添付すること。

- (1) 事務所等に移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認通知の写し又は当該都道府県知事による証明書
 - (2) 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類（申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用する場合を除く。）
 - (3) 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を記載した書類（電子計算機処理を他の者に委託している場合は、委託契約書の写し）
 - (4) この申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類
- 2 この申請書において「COM」とは、電子計算機出力マイクロフィルムをいうものであること。
- 3 必要に応じ、該当する項目を○で囲み、又は該当する項目の□にレを付すこと。
- 4 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、保存方法、保存場所等」欄については、次のとおり記載すること。
- (1) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする県税関係帳簿の名称を記載すること。なお、事務所又は事業所ごとに県税関係帳簿を作成している場合において、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、その事務所又は事業所についても併せて記載すること。
 - (2) 「承認年月日」欄には、事務所等に移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認を受けた年月日又は当該承認があつたとみなされた年月日を記載すること。
- 5 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が岐阜県外にある場合に、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載すること。
- 6 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要（地方税法第748条及び第749条第1項関係）」の「摘要」欄には、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用する場合に、その使用するプログラムに係るメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載すること。
- 7 印の欄は、記載しないこと。
- 8 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができること。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八十二条の十四第六項第一号、第四百四条の三第二項、第三十六号様式及び第四百三十三号の様式の改正規定 公布の日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成二十八年一月一日

告 示

岐阜県告示第二百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番一号	自動車税	平成二十七年五月七日から 平成二十八年三月三十一日 まで

岐阜県告示第二百三十五号

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第二項に規定する自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所

委 託 内 容

委 託 期 間

一般社団法人岐阜県自動車
会 議 所
岐阜市日置江二六四八番地
の二

自動車取得税及び自動車
税の申告受付及び収
納事務

平成二十七年四月一日から
平成二十八年四月七日まで

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第五十七条第三項第一号中「第三十五項」を「第三十二項」に、「第三十八項から第四十一項まで」を「第三十五項及び第三十六項」に改める。

第八十五条第二項中「第五十三條第四十七項」を「第五十三條第四十一項」に改める。

第九十三条第三項中「第五十三條第三十八項」を「第五十三條第三十五項」に改める。

第九十五条第一項第一号中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第四十項」に改める。

第百九十二条第一項中「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）を「県事務所長」に、「振興局長等」を「県事務所長等」に改め、同条第二項及び第三項中「振興局長等」を「県事務所長等」に改める。

第四章の章名中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第百九十九条第一項中「若しくは第二項」を削り、同条第二項中「第七百五十条第四項」を「第七百五十条第三項」に改め、同条第三項中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に改める。

附則第三項中「及び第三項」を「第三項及び第六項」に改める。

別記様式目次中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

別記第三号様式その三を次のように改める。

第3号様式その3 (用紙 縦115ミリメートル 横364ミリメートル) (第5条、第8条、第11条、第12条関係)

県税

岐阜県 自動車税 領収済通知書 (公)

加入者名	岐阜県自動車税事務所	口座番号	00830-1-960372	税額					
税納期		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限		年	月	日	年度	登録番号			

55	事務所	税目	年度	課税番号	期 別	申告区分	C/D
納税	納付	税 額		C/D			

延滞金						円	コンビニ取扱期限	年	月	日	領 収 日 付 印
合 計						円	納税者氏名				

コンビニエンスストア取納時の注意
コンビニエンスストアのレジで現金を納付する場合は、必ず「岐阜県自動車税事務所」のスタンプを貼付してください。
(CVS取納代行会社 岐阜県自動車税事務所/CVS本部前)

県税

受領 (納付) 書 (公)

加入者名	岐阜県自動車税事務所	口座番号	00830-1-960372	税 額	円
延滞金	円	合計金額	円		

納税者氏名	様
-------	---

登録番号	
課税対象年度	
納期限	

領 収 日 付 印

岐阜県 自動車税

自動車税領収証書 (公)

加入者名	岐阜県自動車税事務所	口座番号	00830-1-960372
------	------------	------	----------------

登録番号	
課税年度	
課税対象年度	

納期限	
納付番号	
確認番号	
納付区分	

納 税 額	円
延滞金	円
合 計	円

領 収 日 付 印

岐阜県 自動車税 納税証明書 (確認検査・補遺等変更用)

この証明書は車検に必要です。自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

登録番号	
車台番号	
証明書有効期限	

上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が、「■」納税証明書無効■」となっているものは無効です。

領 収 日 付 印

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

第37号様式その3
用紙
縦115ミリメートル
横364ミリメートル
(第25条関係)

県税

岐阜県自動車税										領収済通知書		公	
加入者名	岐阜県自動車税事務所			口座番号	00850-1-960372			税額					
収納簿 面番		納付 番号						確認 番号			納付 区分		
納期限	年 月 日		年度	登録番号									
55													
事務所	税目	年度	課税番号	期別	申告区分	C/D							
納税	納付	税	額	C/D									

果税

岐阜県 自動車税

受領（納付）書 

加入者名	岐阜県自動車税事務所
口座番号	00830—1—900372
税 額	円
延 滞 金	円
合計金額	円

納税者 

氏 名

様

岐阜県自動車税

自動車税督促状兼領収証書



加入者名	岐阜県自動車税事務所	口座番号	00830-1-900372
------	------------	------	----------------

登録番号

課税年度

課税月毎年度

文書番号

様

登録証・自動車税 納税証明書 (複製品・普通登録車用)	
この証明書は車検に必要ですから自動車検査証と一緒に大切に保管してください。	登録番号
車台番号	証明書の有効期限

	額収日付印	
延滞金	円	コンビニ取扱期限 年 月 日
合計	円	納税者氏名
コンビニ取扱期間用	様	コンビニエツス ストア取納時の注意 コンビニのな いもの又は金額 を訂正した場合は コンビニエツス することができ ません。
取り立てめ金融機関(株)大田共立銀行	取り立てめ店 名古屋証券事務センター(〒460-8570)	(C/S S&S銀行会社 使用) (C/S S&S銀行会社 使用) (C/S S&S銀行会社 使用)

車検票	
岐阜県	自動車税
受領（納付）書 (公)	
加入者名 口添番号	岐阜県自動車税課事務所 00830-1-960372
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納税者氏名	様
登録番号	
課税年度	
課税対象年次	
納期限	
領収日付印	
取主 （印）	

切手貼らなかつて郵便局、金融機関、コンビニエンスストア等に提出していただく。

岐阜県自動車税

自動車税督促状兼領収証書

㊤

加入者名	岐阜県自動車税事務所	口座番号	00830-1-900372
------	------------	------	----------------

登録番号

課税年度

課税対象年度

様

文書番号

納期限
納付番号
確認番号
納付区分
要

納税額	税額
	円
納入する額	延滞金
	円
合計	
円	

上記のとおり清納となっておりますので
表頭の納付場所へ至急納めてください。

(差出人)
岐阜県自動車税事務所長

〒501-6192

岐阜市日置江29618-3

岐阜県自動車税事務所

電話 (058) 279-3761 (代税)

(関) かわせき先生 受付時間 平日 8:30-17:15

印

領収日付印
収入印紙不要

(納税者保護)

上記のとおり確認しました。

納税証明書		納税証明書	
提出機関 自動車税		（ 提 出 機 関 ） 香 港 自 動 車 税 務 局	
この証明書は車税に必要ですから自動車検査証と一緒に大切に保管してください。			
登録番号		証明書の有効期限	
車台番号			
印		上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「納税納税証明書無効■■■」となっているもの、又は、収納機関の領収日付のないものは無効です。	
岐阜市 日置江26-13 岐阜県自動車税事務所長		領 収 日 付 印	
収 入 印 紙 不 要			

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

(表面)

領收濟通知書

[illegible]

55						
納税	納付	税	額	C/D		
		事務所	税目	年度	課税番号	期別
						申告区分
						C/D

◎

加入者名 口座番号	岐阜県自動車税事務所 00830—1—960372
税 額	円
延 滞 金	円
合計金額	円

納税者 氏名	
	様

自動車税納税通知書兼領収証書

加入者名	岐阜県自動車税事務所	口座番号	00830—1—960372
------	------------	------	----------------

登録番号
課税年度
課税対象年度
区分

文書番号

納税証明書
(建設検査・構造等変更検査用)

登録番号	車台番号	証明書有効期限

この証明書は車検に必要ですから自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「■■納税証明書無効■■」となっているもの、又は、収納機関の領収目付印のないものは無効です。

コベニエンス収納期限										領収日付印	
年 月 日											
延滞金											
円											
納税者氏名											
合 計											
円											
取主の氏名	様										
取主の住所	コベニエンス スモア収納時の 注意カードの 注記を正しく 記入し、 コベニエンス スモアで納付 することです まねね。										
取主の氏名	(C/V S収納代行会社 領収書自動郵送事務所) C/V S本部										

領収日付印	課税事務所 岐阜県自動車税事務所 電話 (058) 279-3781 取りまとめ金融機関 (株) 大垣共立銀行 取りまとめ店 名目課税金事務センター (〒469-8794)
-------	---

上記のとおり地方税法第145条及び岐阜県税条例第72条の規定により賦課しますので納期限までに納めてください。
なお、納付場所等は裏面をご覧ください。

納 期 限		税額 (税別)
クレジット 納 付 番 号	課税年度 通知書番号 確認番号	
摘 要		税額 (税別) 円
		減免額 円
		既納付額 円
		差引税額 円

納付する額	税額	円
	延滞金	円
合計		円

岐阜県自動車税事
印

(差出人) 岐阜県自動車税事務所長

電話 (058) 279—3781

電話 (058) 279-3781

領收日付印	收入印紙不要
-------	--------

岐阜市日置江2648—3
岐阜県自動車税事務所長

岐阜市目黒区2648—3
岐阜県自動車税事務所長

印

領収日付印

収入印紙不要

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

別記第二百四十八号様式表面を次のように改める。

第248号様式〔用紙 縦115ミリメートル 横297ミリメートル〕(第132条関係)

(表面)

県税

岐阜県 自動車税 領収済通知書 (公)

加入者名	岐阜県自動車税事務所	口座番号	00830-1-960372	税額					
収納機関番号		納付番号		補正番号		納付区分			
納期限	年 月 日	年度	登録番号						
55									
事務所	税目	年 度	課税番号	期 別	申告区分	C/D			
納税	税 額								

延滞金						円	コンビニ取扱期限	年 月 日	領収日付印
合 計						円	納税者氏名		
							様		
ことしに収納費用							コンビニエンスストア収納時の延滞コードのな		
取りまとめの金融機関	(株)大垣共立銀行	取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒460-8794)				いものを訂正した場合はコンビニエンスストアに提出してください。		

県税 岐阜県 自動車税

受領 (納付) 書 (公)

加入者名	岐阜県自動車税事務所	口座番号	00830-1-960372	税 額	円
延滞金				円	
合計金額				円	
納税者氏 名	様				

登録番号		課税年度		課税対象年度	
納期限					
領収日付印					
課税事務所	岐阜県自動車税事務所	電話	(058) 279-3781		
取りまとめ金融機関	(株)大垣共立銀行				
取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)				

岐阜県 自動車税

自動車税増額納付税通知書兼領収証書 (公)

登録番号		加入者名	岐阜県自動車税事務所	口座番号	00830-1-960372
課税年度					
課税対象年度					
区 分					

年税額 (税率)	円	納期限	内 訳	納付する額	税 額	円
課税月数	ヵ月			既確定税額	円	
税 額	円			増額する税額	円	
減免等の額	円			確定税額	円	
減免後の税額	円			合 計	円	
領収日付印						
収入印紙不要						

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

(納税者保管) 上記のとおり領収しました。

別記第三百四号様式中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に、「第750条第6項」

を「第750条第5項」に

電磁的記録 ＣＯＭ 入 出	を	電磁的記録 ＣＯＭ に改める。
---------------------	---	-----------------------

別記第三百五号様式中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

附 則

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第百九十二条第一項から第三項まで、附則第三項、別記第三号様式その三、別記第三十七号様式その三表面、別記第百五十二号様式その二表面、別記第二百四十七号様式その一表面、別記第二百四十八号様式表面及び別記第二百四十八号の二様式表面の改正規定 平成二十七年四月一日

- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成二十八年一月一日

平成二十七年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社